

前橋市屋外広告物条例の改正について（議案第 1 4 6 号）

都市計画課

1 改正の理由

屋外広告物の点検等の管理水準を強化し、屋外広告物の安全性を向上させるため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 屋外広告物等の管理義務を定める規定において、当該義務を負う者に所有者及び占有者を加えるとともに、当該義務として屋外広告物等の除却を加える。
- (2) 屋外広告物等の所有者及び占有者は、屋外広告士その他これと同等の知識を有する者に、当該屋外広告物等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならないこととする。
- (3) 屋外広告物等の表示等に係る許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、(2)の点検の結果を市長に報告しなければならないこととする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日